

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370764

研究課題名(和文) 日本古代内陸地域における駅制運用に関する学際的研究

研究課題名(英文) Interdisciplinary Research on Station System Operation in Inland Areas of Ancient Japan

研究代表者

大隅 清陽(OHSUMI, Kiyoharu)

山梨大学・大学院総合研究部・教授

研究者番号：80252378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：日本古代における内陸交通の特色について、甲斐国における駅制の運用を題材に考察した。甲斐における古代交通の概要と特質について考察するとともに、古代駅制の基盤である日本の律令制度の歴史的な性格を検討した。また、その研究成果の一部を、単著書『古代甲斐国の交通と社会』としてまとめ、六一書房から刊行した。同書は、第一部「古代甲斐国の成立と特色」、第二部「古代甲斐国の諸相」、第三部「古代甲斐国の地域と交通」の三部から成り、研究代表者が従来より進めてきた研究を、本研究課題の成果も加え、全面的に見直して単著書として刊行したものである。

研究成果の概要(英文)：On the characteristics of inland traffic in ancient Japan, I examined the operation of the station system in Kai country as a theme. In addition to considering the outline and characteristics of ancient traffic in Kai, I examined the historical character of the Japanese ritsuryo system, which is the foundation of the ancient station system. Also, a part of the research result was summarized as a learned book "Transportation and Society of Ancient Kai Country", and was published from Rokuichi Shobo. It consists of three parts: the first part "The formation and characteristics of Ancient Kai country", Part 2 "Regional people and rules", Part 3 "Region and transportation of ancient Kai country", and the research representative. In addition to the achievements of this research topic, I have further reviewed the research which I have been promoting and published it as a learned book.

研究分野：人文学

キーワード：古代交通 駅制 地域社会 鹿牧令

1. 研究開始当初の背景

この20年ほどの日本古代史研究において、交通史の分野は、文献史学のみならず、歴史地理学や考古学との学際的協力によって、著しい進展の見られる領域の一つである。その成果は、駅制と伝制の二重構造から成る日本古代の交通制度の特色と在地社会との関係の検討や、山陽道をはじめとする主要官道の実態の解明、関東平野などの沖積平野における直線道路プランの検出などの多岐にわたるが、これらに対して、本来、官道相互を連結する重要な役割を持ったはずの内陸交通の実態については、未解明の問題が少なくない。本研究は、東海道横走駅(駿河国：現静岡県御殿場市)から分岐する東海道支路の御坂路(甲斐路)によって東海道に属し、また、信濃との地域間交通によって、官道としての東海道と東山道を結節する機能を有した古代甲斐国を主たるフィールドとすることにより、日本古代において内陸交通の持つ意味を、特に駅制運用の実態の観点から明らかにすることを旨としたものである。

研究代表者は、上記と共通する問題関心から、本研究課題に先立ち、平成23～25年度科学研究費基盤研究(C)「日本古代の内陸交通と馬匹生産に関する学際的研究」の交付を受けている。この研究課題では、古代甲斐国を中心とする内陸交通の、他地域と異なる独自性について、共著書『古代山国の古代と社会』(八木書店、2013年)所収の論考「中部山岳地域における駅制と地域社会」で明らかにしたほか、地元の考古学研究者と主催している古代甲斐国官衙研究会での共同研究の一環として、2013年8月に、富士河口湖町・鯉ノ水遺跡で、古代東海道御坂路の遺構を初めて発見するなどの成果を上げることができた。その結果、古代御坂路の河口駅の所在地である河口湖東岸には、狭隘な土地に、大石遺跡、西川遺跡、滝沢遺跡といった、駅との関連が想定される遺跡が点在することが明らかとなってきたが、御坂路のルートが具体的に確定したことにより、それらの遺跡の機能分担のあり方を、山岳地域における駅制運用の実態という観点から更に検討する必要が生じている。

山岳地域における内陸交通の特質を明らかにする場合、他地域との比較とあわせて、律令の定める交通制度の原則と、地域的な実態とのズレを測定するのも有効な方法と考えられる。その前提となるのは日唐令の比較研究であるが、この分野は、1999年に中国で発見された北宋天聖令が2006年に公刊されたことにより、新たな活況を呈している。周知のように、この天聖令には、北宋の令文とあわせて、当時効力を失っていた唐令が大量に記載されており、それを用いた新たな唐令復原研究が可能となったからである。申請者は、この天聖令も用いて刊行を準備中の『新唐令拾遺(仮題)』において、廐牧令の唐令復原と日本令との比較対照作業を担当する

予定であるが、その準備作業を兼ねて、前回の研究課題では、廐牧令のうち、馬匹生産に関わる部分の日唐比較を行ってきた。そこで今回は、駅制の運用規定に力点を移して、日本令制の特質を解明し、それを地域での実態に適用することを試みたい。

地域史や交通史は、もともと学際的な研究領域ではあるが、そこに、日唐令比較という比較法制史の方法論を適用することは従来行われておらず、これは、本研究課題の独自性を示すものでもある。

2. 研究の目的

前述のように、従来の古代交通研究、特に駅伝制研究においては、平野部を中心とする典型的な事例に検討が集中してきた。しかし、例えば甲斐国の御坂路に沿って設置された水市駅、河口駅の場合、標高1000m前後で稲作の困難な冷涼な気候条件に立地し、通常、駅の財政基盤とされる駅起田(駅田)の耕作や駅起稲(駅稲)の出挙にも、かなりの困難が伴ったと推測される。また、富士山麓の樹海の裾野を通る駅路に、果たして直線プランの適用は可能であったのか、また標高1500mの御坂峠における駅馬往来の実態、その前後に設置された駅(河口駅と加吉駅)の機能と特質など、古代内陸交通の一つのモデルケースとして解明すべき課題は多い。

研究代表は、前回の研究課題に関連し、河口湖東岸の富士河口湖町・鯉ノ水遺跡で東海道御坂路の道路遺構を確認することができた。復原される官道のルートの西側は河口湖に接し、河口駅の施設はその東側の狭隘な地に求められることが明らかとなった。河口湖畔には、西川遺跡、大石地区、滝沢遺跡に河口駅との関連が推測される遺跡が散在しているのだが、それぞれが、駅館や官衙、駅田、駅馬の飼育地などの機能を離れた地点で分担し、それらが河口湖の湖上交通で結ばれていた可能性があり、そのより具体的な実態の解明が必要である。また、前回の研究課題では、甲斐型土器の分布状況などから、律令期の河口湖周辺が、現在の都留郡ではなく、御坂峠を挟んだ甲府盆地側の、とりわけ八代郡の影響下にあったことが明らかとなった。本研究課題ではこの問題を、甲斐国の郡郷配置や駅戸集団のあり方という観点から掘り下げ、また東山道神坂峠など他地域の事例との比較を通じて検討し、山岳地域の駅制運用の特質を明らかにしてゆく。

上記の実態的な検討に対する律令制度の分析については、北宋天聖令を用いて唐廐牧令を復原した上で、特に駅の財政面での運用のあり方と、駅馬の飼育形態についての日唐比較を行う。前者の駅の財政については、唐の制度について、トルファン文書を用いた大津透や荒川正晴による研究があるが、日唐比較の手法により、特に日本の駅田や駅稲の独自性を明らかにした研究は、管見の限り見当たらない。また、駅に配属された駅馬の飼育

については、日本の養老廐牧令 16 条は駅戸による飼養を定めるが、対応する唐の不行唐 21 条はその規定を欠いている。そもそも、日本の駅戸について定める養老廐牧令 15 条に対応する唐廐牧令の不行唐 33 条には駅戸の語が全く見えず、これまで殆ど注目されてこなかったが、駅戸は、日本独自の制度である可能性が高い。駅戸と、それを郷と同レベルの単位に編成した駅家郷は、日本の駅制運用の要と言えるが、その財源が、水田である駅田と、出挙稲である駅稲である点などから見て、令制前のミヤケ制にも淵源を持つ、日本独自の制度であると考えられる。本研究課題では、日唐令の比較による考察と、前述の実態研究を組み合わせることにより、その論証を試みたい。

もともと交通の困難な地域である山岳地域の事例は、むしろそれゆえに、中央政府や国府による人為的かつ強制的な施策の対象となりやすい。その意味で、日本古代の内陸交通の検討は、唐代史におけるトルファンや敦煌の場合と同様に、律令制支配の本質をあぶり出してくれる格好の素材となり得ると考えられる。

3. 研究の方法

(1) 甲斐を中心とする中部山岳地帯における内陸交通の様相と、律令制における駅制運用の特質という本研究の二つの柱のうち、初年度である平成 26 年度には、古代甲斐国を中心とする内陸交通、とりわけ駅制の運用の実態について、主として地域史的な観点から検討する。

前述したように、研究代表者は、前回の研究課題である平成 23～25 年度科学研究費基盤研究(C)「日本古代の内陸交通と馬匹生産に関する学際的研究」を遂行する過程で、富士河口湖町・鯉ノ水遺跡で古代東海道御坂路(甲斐路)の道路遺構を発見することができた。河口湖東岸の湖水に接する場所に御坂路のルートが想定できるようになったことにより、河口湖畔に散在していた、古代河口駅の関連遺跡の相互関係を検討する必要性が生じている。具体的には、大量の甲斐型土器が出土した河口湖北岸の富士河口湖町・大石地区、「川」字の墨書土器や転用硯が出土した同町河口の西川遺跡、主軸方向を一例に統一した 15 棟の竪穴住居や大量の墨書土器、「川」字の刻書土器などが出土し、古代御坂路の遺構が検出された鯉ノ水遺跡の東隣に位置する滝沢遺跡などである。研究代表者は現在、分散するこれらの遺跡が、それぞれ、駅田の耕作や駅稲の出挙、駅館や官衙施設、駅馬の飼育地としての機能を分担しつつ、河口湖の湖上交通も用いて相互に結びついていたとの仮説を立ててきたが、その妥当性を検証しつつ、古代河口駅周辺の歴史的景観の復原に取り組む。

前回の研究課題ではまた、甲府盆地を産地とする特殊な土師器である甲斐型土器が、8

世紀以後、河口湖北岸地域に突如として濃厚に分布するようになることから、河口駅の運営には、都留郡ではなく、御坂峠を越えた甲府盆地側の甲斐国府や八代郡による強力なバックアップがあり、それがこの時期における大規模な人とモノの移動につながったことを指摘した(拙稿「中部山岳地域における駅制と地域社会」〔2013〕など)。本研究課題では、この問題を、律令制における郡郷制の本質や、郷と駅戸集団との関連、いわゆる駅家郷の性格などの観点からより深く検討し、律令国家による駅制運用の特質の一端を明らかにしてゆく。

なお、当然のことながら、古代の交通は、官道としての駅路によってのみ維持されていたのではない。古代甲斐国の場合、駅路は東海道と甲斐国府を結ぶ御坂路(甲斐路)のみであるが、その他複数の交通路を通じて、信濃、駿河、相模、武蔵などの諸地域ともつながっていた。本研究課題では、土器の流通などの考古学的成果にも学びつつ、こうした地域交通の様相を明らかにし、駅路による交通をその一部に位置付けることにより、古代内陸交通の全体像とその特質も検討することも試みる。

(2) 平成 27 年度については、甲斐国における駅制運営の実態についての地域史的な研究を進めるとともに、北宋天聖廐牧令による唐廐牧令の復元的研究を進め、関連史料の検討を通じて唐制への理解を深め、それを日本の養老令制・延喜式制と比較することによって、日本古代の駅制の特質を考察する。

特に注目したいのは、駅制を支えた地方財政のあり方と、駅に配置された駅馬の飼育体制の日本的なあり方である。駅の財政については、トルファン文書を用いた大津透や荒川正晴による唐制の研究も参考にしつつ、日唐比較の手法も用いて、日本の駅田や駅稲の独自性と本質を明らかにする。

駅馬の飼育については、日本の養老廐牧令 16 条は駅戸による飼養を定めるが、対応する唐廐牧令の不行唐 21 条はその規定を欠いている。また、日本の駅戸について定める養老廐牧令 15 条に対応する唐廐牧令の不行唐 33 条には駅戸の語が全く見えず、駅戸とは日本独自の制度である可能性が高い。これらの条文の比較を手がかりとして、駅戸および駅家集団(駅家郷)の編成の日本的な特質を明らかにするとともに、水田である駅田や、出挙稲である駅稲を財源とする日本の駅家の特質が、令制前のミヤケ制に遡る可能性についても検討を進める。

(3) 最終年度である平成 28 年度には、これまで検討してきた甲斐国河口駅の運用の実態を、他地域の事例を比較しつつ普遍化するとともに、日唐律令制比較の視点から明らかにした日本の駅制運用の特質と組み合わせることで、日本の駅制・古

代交通の特質全般を考察することを試みる。

比較対象となる他地域の事例としては、まず、9世紀における駅戸集団の実態についての文献資料が比較的良く残る、東海道神坂峠が挙げられる。甲斐国の河口駅同様、峠の麓に位置する美濃国の諸駅については、前回の科学研究課題においても予備的な考察を行っているが、その後、永田英明による最新の研究(「九世紀山麓駅家の経営 - 駅戸制度のオモテとウラ - 」鈴木靖民ほか編『古代山国の交通と社会』八木書店、2013年所収)が公表されていることもあり、これらの研究に学びながら更に検討を進める。

甲斐国には駅家郷は存在せず、駅戸集団は一般の郷のなかに存在していたと考えられるが、郡郷制と駅家との一般的な関係や、『和名抄』において、駅家郷が存在する国郡と、甲斐のように存在しない国郡があるのは何故なのかも、本研究課題の成果を踏まえて考察する。

(4) 延長期間である平成29年度には、作業の内容を研究成果報告でもある単著書『古代甲斐国の交通と社会』の製作にしばり、研究期間中の成果も取り込みつつ、年度内に刊行することを目指す。

同書は第一部「古代甲斐国の成立と特色」、第二部「古代甲斐国の諸相」、第三部「古代甲斐国の地域と交通」の三部から成り、研究代表者が従来から進めてきた研究を、本研究課題の成果も加え、全面的に見直して単著書として刊行するものである。

古代甲斐国の地域史を、列島規模の交通という観点から位置付けるという問題意識は全体に一貫しているが、例えば第二部第三章では、従来議論の多い延喜式内社の比定を、信濃との遠距離交通路との関係から行うという従来にならぬ視点を提示している。また第三部では、ヤマトタケル酒折宮伝承を素材に、令制前の遠距離交通体系の中に古代甲斐を位置付け、また律令制成立期の都留郡を素材に、七道制による官道や駅制の施行が、甲斐の地域社会に及ぼした影響を考察する。なかでも第三章「中部山岳地域における駅制と地域社会」は、本研究課題とテーマ的に最も重なる論考であるが、研究期間中の成果も出来るだけ取り込んで改稿し、研究代表者の現時点での見解を示すことを試みる。

4. 研究成果

(1) 初年度である平成26年度には、研究の基礎として、甲斐における古代交通の概要と特質について考察するとともに、古代駅制の基盤である日本の律令制度の歴史的な性格を検討することを計画し、共著書2点、学会・研究会報告5点の成果を得た。

報告「古代官道と甲斐国府」では、律令制下の駅路である東海道「甲斐路」=御坂路の成立過程を論じつつ、御坂路は、駅路として国府や国分寺など甲斐国の中心部に到ると

ともに、甲府盆地北部を経て東山道の信濃方面に接続するのに対し、若彦路は八代郡家やその附属寺院などと東海道を結ぶ伝路的な性格を持つことなどを指摘した。

報告「文献から見た甲斐の古墳時代」では、上記の見通しを、記紀におけるヤマトタケル酒折宮伝承の分析を通して裏付け、また報告「文献にみる『甲斐黒駒』とその歴史的背景」では、『日本書紀』や聖徳太子関係文献に見える甲斐黒駒伝承が成立する背景を、甲斐の地域交通の観点からも考察した。

更に、次年度以降における日唐駅制比較の前提として、第59回国際東方学会議 Symposium 『律令制的人民支配の比較研究』では、力役と租税制度に関する報告についてコメントしたほか、共著書『歴史の「常識」を疑う』では、北宋天聖令発見後における日唐律令制比較の問題点を整理し、『岩波講座日本歴史』での論文「律令官僚制と天皇」では、官僚制を素材に、8世紀を中心とする日唐の国制全般の特質についても論じた。

海外調査としては、8月に中国山西省西部において、唐宋時代を中心とする寺院、廟、官衙、監獄、皇城、石窟等、日唐律令制比較に資する史跡・文化財の踏査を行った。

(2) 2年目にあたる平成27年度には、地元の考古学研究者と組織している古代甲斐国官衙研究会において、東海道甲斐路(御坂路)の道路遺構が検出された富士河口湖町鯉ノ水遺跡や、河口駅の関連遺跡と考えられる滝沢遺跡、およびその周辺環境についての検討を進めた。また、東海道甲斐路沿道の甲斐・駿河国境周辺の地名を検討し、籠坂峠の南に大御神(おおみか)、坂本などの関連地名を検出したうえで、前者が峠の境界祭祀の場である可能性も指摘することができた。

また、日唐駅制比較の前提となる律令制研究については、共著書1点を公刊したほか、同2点の原稿を執筆した。

共著書『古代の人物 平安の新京』所収の論考「桓武天皇 - 中国的君主像の追求と「律令制」の転換」では、奈良末~平安初期の桓武朝を、大化前代からの伝統的な国制の基盤を掘り崩した日本律令制の転換期として位置付けたが、古代甲斐国においても、当該期には相模川水系の交通路上で甲斐・相模両国の国境論争が行われており、こうした地域の変動を理解する上での基礎ともなる作業である。また、日唐律令制比較については、『日本古代交流史入門』(勉誠出版)に収載予定の「律令制の比較史」、畿内・七道制を含む律令国家の地域編成については、講座『畿内の古代学』第1巻に収載予定の「畿内政権論」でそれぞれ考察を深めた。

海外調査としては、9月に中国浙江省の紹興、天台山、寧波、臨安、杭州において、日本の遣唐使や入唐僧の足跡を現地踏査するとともに、紹興では隋唐時代の運河と古織道等の古代水運関連遺構を調査した。また寧波

の天一閣博物館では、唐令復原研究の基本史料である北宋天聖令の写本を、ほぼ 10 年ぶりに実見・調査するという貴重な機会を得た。

(3) 平成 28 年度には、古代甲斐国研究会において、古代甲斐国における駅路・駅制運用の実態に関する検討を進めた。特に 7 月 30 日のサマーセミナー2016 in 富士市「古代の甲斐と駿河の交流」においては、富士市域における甲斐型土器の分布状況も踏まえ、若彦路・中道往還を中心とする甲斐国と駿河国の交通路について考察した。また 2 月 28 日の第 132 回研究例会では、「古代甲斐国における出土文字資料研究の現状と課題」と題する報告を行い、山梨県内における文字資料の出土状況を、古代甲斐国の交通との関連も踏まえて検討したほか、渡邊稔氏(山中湖村立山中小学校)の報告「富士吉田市域の律令官道(駅路)について」をもとに、富士吉田市域における東海道甲斐路(御坂路)の具体的なルートを推定した。

著書または論文としては共著書 1 点を刊行したほか、論文 1 点の原稿を執筆した。

共著書『撰関期の国家と社会』所収の論考「撰関期内裏における玉座とその淵源」は、本研究課題の方法論的な基礎である日唐律令制比較について、天皇が用いる座具の変遷について、平安時代を含む長期的なスパンで捉えた。山梨学院による「甲斐の古道プロジェクト」の報告書『甲斐の古道(概要版)』に寄稿した論文「酒折宮伝承と甲斐の古道」では、記紀に見えるヤマトタケル酒折宮伝承を列島規模の遠距離交通体系に位置付けるといった従来の主張を発展させ、伝承自体を交通史の文脈で解釈することを試みた。

また、研究課題全体のまとめとして、新たに単著書『古代甲斐国の交通と社会』を六一書房から刊行することを計画し、原稿の作成作業を進めた。同書は全体で三部構成であるが、平成 28 年度中には第二、三部の原稿作成をほぼ終えることが出来た。

海外調査としては、9 月に台湾・台北の故宮博物院で寧波天一閣旧蔵の明鈔本『宋刑統』を実見し、『天聖令』鈔本における錯簡を検討するうえでの貴重な知見を得た。

(4) 本来の最終年度であった平成 28 年度に、研究課題全般のまとめとして、単著書『古代甲斐国の交通と社会』を六一書房から刊行することを計画し、原稿の作成作業を進めた。同書は全体で三部構成であり、年度中に第二、三部の原稿作成をほぼ終えることが出来たが、分量的に最も多い第一部を残したため、補助事業期間の延長を平成 29 年度まで申請することとなった。延長期間である平成 29 年度には上記単著書の製作を進め、研究期間中の成果も取り込みつつ、年度内に無事刊行することができた。

同書は第一部「古代甲斐国の成立と特色」、第二部「地域の人々と律令制」、第三部「古

代甲斐国の地域と交通」の三部からなり、研究代表者が従来から進めてきた研究を、本研究課題の成果も加え、全体的に見直して単著書として刊行したものである。

古代甲斐国の地域史を、列島規模の交通という観点から位置付けるといった問題意識は全体に一貫しているが、例えば第二部第三章では、従来議論の多い延喜式内社の比定を、信濃との遠距離交通路との関係から行うという従来にはない視点を提示している。また第三部第一章では、ヤマトタケル酒折宮伝承を素材に、令制前の遠距離交通体系の中に古代甲斐を位置付け、第二章では律令制成立期の都留郡を素材に、七道制による官道や駅制の施行が、甲斐の地域社会に及ぼした影響を考察した。なかでも第三章「中部山岳地域における駅制と地域社会」は、本研究課題とテーマ的に最も関連する論考であるが、研究期間中の成果も取り込んで改稿し、研究代表者の現時点での見解を示すことを試みた。

なお上記の単著のほか、同年度中に、本研究課題に関連する共著書 1 点、口頭報告 3 件の成果を得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計 10 件)

大隅清陽、古代の甲斐と都の文化 - 文化と情報の伝達をめぐって -、山梨県考古学協会第 39 回定期総会記念講演、2018、山梨学院大学 50 周年記念館クリスタルホール 6 階

大隅清陽、古代地域社会と遠距離交通 - 官道の開通がもたらしたもの -、公開講座【続・古典を読む - 歴史と文学 -】「いま明かされる古代 37」、2017、金鷄会館

大隅清陽、古代甲斐国の歴史からみた刻書土器、古代史しんぼじうむ「和歌刻書土器の発見」ケカチ遺跡と於曾郷、2017、甲州市民文化会館

大隅清陽、古代甲斐国における出土文字資料研究の現状と課題、古代甲斐国研究会第 132 回研究例会、2017、帝京大学文化財研究所

大隅清陽、平安前中期内裏における天皇の玉座について、お茶の水女子大学比較日本学研究中心研究プロジェクト「東アジアにおける比較儀礼史の研究」第 6 回国際セミナー、2017、お茶の水女子大学文教育学部

大隅清陽、古代官道と甲斐国府、大野山福光園寺第 2 回歴史シンポジウム「古代官道と甲斐 - 東海道「甲斐路」をめぐって」、2015、大野山福光園寺会館

大隅清陽、文献から見た甲斐の古墳時代、甲斐銚子塚古墳史跡指定 85 周年・大丸山古墳史跡指定記念シンポジウム「古代東国と畿内王権 - 中道古墳群の検討から -」、2014、甲府市総合市民会館

大隅清陽、東国古代遺跡研究会・長野県考

古学会平成 26 年度研究大会「長野県神坂峠とその周辺」参加記、古代甲斐国官衙研究会第 112 回研究例会、2014、帝京大学文化財研究所

大隅清陽、文献にみる『甲斐黒駒』とその歴史的背景、大野山福光園寺第 1 回歴史シンポジウム「古代甲斐と馬 - 「甲斐黒駒」をめぐる -」、2014、大野山福光園寺会館

大隅清陽、コメント、第 59 回国際東洋学者会議 Symposium : 『律令制的人民支配の比較研究』、2014、日本教育会館

〔図書〕(計 6 件)

大隅清陽、六一書房、『古代甲斐国の交通と社会』、2018、pp.213

鈴木靖民他編、大隅清陽、勉誠出版、『日本古代交流史入門』「律令制の比較史」、2017、pp.146-158

大津透編、大隅清陽、山川出版社、『撰関期の国家と社会』 部 5 章「撰関期内裏における玉座とその淵源」、2016、pp.102-122

吉川真司編、大隅清陽、清文堂出版、『古代の人物 平安の新京』「桓武天皇 - 中国的君主像の追求と「律令制」の転換」、2015、pp.11-35

歴史科学協議会編、大隅清陽、東京大学出版会、『歴史の「常識」をよむ』 [原始・古代] 「律令制の概念 - 律令制をアジアのなかで考える」、2015、pp.36-39

大津透他編、大隅清陽、岩波書店、『岩波講座日本歴史 3 古代 3』「律令官僚制と天皇」、2014、pp.75-108

〔その他〕

ホームページ等

<http://nerdb-re.yamanashi.ac.jp/Profiles/329/0032885/profile.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大隅 清陽 (OHSUMI, Kiyoharu)
山梨大学・大学院総合研究部・教授
研究者番号：80252378

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし

(4) 研究協力者

該当なし